最終更新日：2018年1月25日

岩塚製菓株式会社
代表取締役社長 槇　春夫
問合せ先：0258-92-4111
証券コード：2221

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「経営理念」および「社是」を全ての活動の基本思想としております。
その中で、会社の所有者である株主の意思や利益を適切に反映させることを重要な課題の一つとして位置付け、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、株主をはじめとしたステークホルダーに対する経営の公正性・透明性の充実を図り、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

＜経営理念＞
我々は会社の事業を通じて、社会の人々に喜びと豊かさを提供し、その見返りとして、この事業に携わる者とその関係者の豊かな生活と社会的地位の向上を図り、併せて地域社会の経済的発展に貢献せんとするものである。

＜社是＞
一、仕事に責任を持とう
一、創意工夫を活かそう
一、総ての無駄を省こう
一、共に憂い共に楽しもう

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④．株主総会における権利行使】
当社は、株主の議決権行使の利便性を確保する手段として、インターネットによる電子行使の導入や議決権電子行使プラットフォームの利用ができることを理解しておりますが、株主構成や費用対効果等を鑑み、インターネットによる電子行使の導入や議決権行使プラットフォームの利用を行っておりません。ただし、株主構成等が変化し、費用対効果が見込まれる場合には、導入を検討いたします。また、招集通知の英訳についても同様と考えております。

【補充原則3－1②．情報開示の充実】
当社では、英語での情報開示・提供は現時点では行っておりません。今後、外国人構成比が30%以上となった場合に検討してまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社には、社外取締役である監査等委員3名のうち1名が独立社外取締役として在籍しております。独立社外取締役の導入は1名ですが、独立した立場からの視点で各取締役や経営幹部、内部監査室等と意見交換を行っており、現段階において持続的成長、企業価値向上に向け、その責務を十分に果たしております。なお、独立社外取締役の増員については今後検討してまいります。

【補充原則4－8①．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外者を含む社外取締役で構成される監査等委員会を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。このため、「独立社外者のみを構成員とする会合」を設置しておりません。

【補充原則4－8②．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会において常勤監査等委員を選定しており、常勤監査等委員が経営陣との連絡・調整や監査等委員また監査等委員会との連携に係る体制整備を図っております。このため、「筆頭独立社外取締役」を定めておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
1．政策保有株式に関する方針
当社は、取引先企業との長期的・安定的な関係維持・発展と当社の企業価値向上に資する判断した場合に政策保有株式を保有することがあ　ります。
2．政策保有株式に係る議決権の行使についての基準
当社は、適切な議決権行使が投資先企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値の向上と持続的な成長につながるものと考えており、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。また、議決権の行使にあたっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
取締役・取締役監査等委員およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告いたします。また、関連当事者間の取引については、会社法および金融商品取引法その他適用のある法令ならびに東京証券取引所の規定に従って適切に開示いたします。

【原則3－1．情報開示の充実】
当社では、株主をはじめとするステークホルダーからの情報開示のニーズに応えるため、適切な情報開示を行うことが企業価値の向上に結び付くと認識しています。

会社法、金融商品取引法その他の適用のある法令ならびに東京証券取引所規則に従って、財務および業務に関する情報を適時適切に開示いたします。
なお、情報開示の透明性、公平性を確保するために、東京証券取引所の定める適時開示規則に該当する重要情報を管理する仕組みの運用を徹底、沈黙期間（決算期日の翌日から決算発表日まで）を設定します。

【補充原則４－１①．取締役会の役割・責務（1）】
取締役会は、法令および定款に定める決議事項、取締役会規則において決議する事項を定めています。取締役・執行役員等の経営陣に対して、上記取締役会決議事項や当社および関連会社の経営上の重要な事項を除いて業務執行に係る権限を委任し、業務執行側の迅速な判断を促します。その委任の範囲・内容は職務権限規程等の社内規程に明確に定めております。

【原則４－２．取締役会の役割・責務（2）】
当社は執行役員制度を導入しており、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速・果断な意思決定を図る体制をとっています。
取締役の報酬については、株主総会にその総額を上程し、各取締役に対する支給額を、指名報酬諮問委員会による答申を考慮の上、決定します。また、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、業務執行取締役の業績連動型インセンティブ制度とするとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めております。
なお、執行役員の賞与については、各執行役員の当期の業績目標に対する貢献度に基づき決定します。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
1．当社においては、独立社外取締役が、取締役会において独立した立場から率直、活発で建設的な検討をなし、経営の意思決定における客観性、公正性と透明性を高めることに資するよう、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立性判断基準を定めており、独立社外取締役となる者の独立性を実質的に保ちます。
2．独立性判断基準
当社は、社外取締役候補者が以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなします。
①当社（連結子会社を含む。以下同様。）の出身者
②当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
＊主要な取引先とは、直近事業年度における当該取引額が連結売上高の２％を超える取引先をいう
③当社の主要な取引先またはその業務執行者
④当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
＊一定額とは、年間1,000万円である
⑤当社から多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
＊多額の寄付とは、年間1,000万円以上である
⑥上記①～⑤までに過去10年間において該当していた者
⑦上記①～⑤に該当する者が、取締役、執行役、執行役員および部長各以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者または二親等以内の家族

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】
当社は、指名、報酬の決定の透明性を担保するために、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。

【補充原則４－１０①．任意の仕組みの活用】
当社は、独立社外取締役1名を含む社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会を設け、取締役候補者に関する議案の審議及び代表取締役の後継候補者、取締役の報酬に関する方針及び取締役の個別の報酬について各々審議しております。

【補充原則４－１１①．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役については、社内取締役は各業務に精通し活動できる能力と実績、また社外取締役は独立性・多様なキャリアといった観点から選任されており、取締役会全体としてのバランスに配慮しております。

【補充原則４－１１②．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役および取締役監査等委員は、その責務を適切に果たすために、他の会社の役員兼任については合理的な範囲内に限り、取締役会の承認により行います。取締役および取締役監査等委員の重要な兼職の状況は、事業報告書に毎年記載しております。

【補充原則４－１１③．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社では、年1回、全取締役を対象に取締役会全体の実効性についてアンケートを実施し、その集計結果に基づき分析・評価を行っており、これ迄のところ、取締役会の実効性は担保できているものと判断しております。

【補充原則４－１４②．取締役・監査役のトレーニング】
当社では、取締役および取締役監査等委員に対して、外部機関の開催するセミナー等による知識の習得等の機会を個々に提供しております。また、取締役および取締役監査等委員は、各々が自己研鑽に努めており、当社はそれを支援する体制をとっております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上には、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。
このためIR担当取締役を中心にアナリスト、機関投資家向けの定期的説明会や、当社ウェブサイト上での情報開示などを充実させてまいります。こうした活動を有効に機能させるために経営企画、経理、総務等関連部署との緊密な連携を図り、IR活動等を通じて得た意見や要望等については取締役会に報告し、企業価値向上に向けた議論に活用してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
岩塚製菓共栄会	296,700	5.27

株式会社北越銀行	280,000	4.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	257,200	4.57
株式会社第四銀行	250,000	4.44
平石毅一	244,346	4.34
UBS AG SINGAPORE	237,000	4.21
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	214,400	3.81
槇 政男	202,105	3.59
槇 キク	162,619	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	160,600	2.85

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上記2．(2)「大株主の状況」には、当社所有の自己株式368,286株を含めておりません。また、割合(%)は自己株式を控除して計算しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　豊	他の会社の出身者											
佐野榮日出	税理士											
深井一男	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　豊	○	○	―――	金融機関における豊富な経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、当社の常勤監査等委員として、経営およびガバナンス体制の強化に貢献しております。その実績から独立委員に指定いたしました。
佐野榮日出	○		田辺工業株式会社の監査役をしております。なお、当社と田辺工業株式会社との間には取引関係はありません。	税理士としての豊かな専門知識と豊富な監査役経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その実績から職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

深井一男	○		―――	税理士としての豊かな専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性･適正性を確保するための助言･提言を行っております。その実績から職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施すること等から、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室、会計監査人は、必要に応じて打合せを行い、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	2	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	2	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役、執行役員の指名及び報酬に関する委員会として、指名報酬諮問委員会を設置しております。指名報酬諮問委員会は、社内取締役及び独立社外取締役を含む社外取締役で構成されており、その過半数を社外取締役が占めております。
指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に対して助言･提言を行っております。
①株主総会に提出する取締役及び監査等委員の選任及び解任に関する議案の内容
②執行役員の選任及び解任
③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
④取締役の個人別の報酬等の内容
⑤株主総会に提出する取締役及び監査等委員の報酬等に関する議案の内容
⑥その他、指名報酬諮問委員会が必要と認めた事案

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度の報酬額については、以下のとおりです。
取締役（監査等委員を除く）に支払った報酬　7名9,107万円
社外取締役（監査等委員）に支払った報酬　3名765万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会にその総額を上程し、各取締役に対する支給額を、指名報酬諮問委員会による答申を考慮の上、決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員）のサポートは主に、内部監査室が行っております。社外取締役（監査等委員）に対しては、事前に取締役会資料を送付し、総務部または経営企画室が必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査等委員会設置会社であり監査等委員会を設置し、専門的な知識を有する監査等委員である取締役による監査・監督機能ならびにコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、経営の健全性・透明性の向上を図ってまいります。
また、業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員も出席する役員会におきましては、取締役会から一部の権限の委譲を受け、機動的な案件審議と部門間協議・連携を図っております。
更に、取締役と経営幹部で構成されている経営会議は、毎月1回開催され、経営課題の進捗と情報共有が図られております。
経営の監視・監督機能につきましては、監査等委員3名による監査・監督が実施されており、法令や定款に対する違反や、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を侵害する事実に対する監査のほか、内部統制システムに基づいた内部統制運営委員会への出席や内部監査室との意見交換などを実施しております。

（取締役会）
当社の取締役会は、経営方針・中期経営計画・経営方針を策定するとともに、重要な業務執行の決議、監査を行っております。
（監査等委員会）
監査等委員会を設置しており、監査・監督機能とガバナンス体制の一層の強化を図っております。
（役員会）
取締役会から一部の権限の委譲を受け、機動的な案件審議と部門間協議・連携を図っております。
（経営会議）
取締役と経営幹部で構成されている経営会議は、毎月1回開催され、経営課題の進捗管理と情報共有を図っております。
（指名報酬諮問委員会）
取締役の指名、報酬についての諮問機関として任意の委員会を設置しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社の体制を選択しておりますが、少人数による迅速な意思決定が可能な体制とし、効率的な運営を行うことを目的としております。

また、取締役会においては、議決権を有する監査等委員である社外取締役により、取締役会の一層の監督機能の強化および透明性を図ることを目的としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席をしていただくため、集中日を回避した株主総会開催日を設定しております。
その他	ビジュアル化による業績の説明を行うとともに、当社をより一層ご理解いただくため、定時株主総会終了後に株主懇談会を開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長・財務担当役員を説明者として業績の状況および今後の経営方針、業績見通し等についての説明会を実施しております。また、説明会で使用された資料については、当社ホームページ上で、ご覧いただけます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会及び個別訪問ミーティング・電話会議のほか、スモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信・株主総会召集通知・株主通信・会社説明会配付資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIR担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動規範等に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境方針を定め、環境保全活動に努めております。ISO14001の認証取得（営業所除く）、地域の環境美化活動、ノーマイカーデー等の環境負荷低減活動に積極的に参加しております。また、東日本大震災復興支援活動等を継続的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を充実させることに努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令･定款を遵守し、違反･不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

2．取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存･管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

3．当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識･評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

4．当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的･効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役･執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策･業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

5．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

6．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示･要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を 社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

7．監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の 他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項 ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命･異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

8．当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および 使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に 重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

9．監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
執行役員･使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置している。

10．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは 償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。
また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力に対する基本的な考え方について
当社では、市民生活や企業活動にとって脅威を与え、健全な社会･経済生活の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除するべく、態勢を整備するとともに、外部の専門機関と連携をとり、組織的な対応を行っていく。

2．反社会的勢力の排除に向けた整備状況について
(1)対応部署の設置
不当要求を受けた場合等の対応統括部署を管理本部とし、有事にあたっては関係部門や外部の専門機関と緊密に連携をとり、組織的に対応する。
(2)暴力団排除条項の導入
取引先等の契約書に、反社会的勢力を排除する条項を導入し、反社会的勢力と関係を遮断する。
(3)情報の招集･管理

外部の専門機関等から情報収集を行い、管理本部での一元管理の下、不当要求対応マニュアルとともに整備、確認する。

⑷研修・教育活動の実施

社内研修を通じ、倫理規範、コンプライアンス、人種問題をはじめ、様々な不当要求に対する対応方法等の教育を実施する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

平成19年5月21日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議し、また、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月27日開催の定時株主総会において株主からの承認を得られたことによって、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入いたしております。
平成28年6月27日開催の定時株主総会の承認を受け、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を一部見直した上で、更新しております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

岩塚製菓株式会社は、安全・安心な米菓を製造、販売することによって、日本の伝統ある食文化を世界に広め、社会の人々に喜びと豊かさを提供していくという経営理念を旨とし、食品安全方針と環境方針を掲げ、従業員一人一人が食品安全と環境保全の意識を高め、積極的な取り組みをしてまいります。

＜食品安全方針＞

1．『できたて』でおいしい米菓を提供することで、お客様に笑顔をお届けいたします。
2．食品衛生法、その他の法規制及び利害関係者との同意事項を遵守します。
3．常にお客様の声に耳を傾けるとともに、製品に表示する情報も含めた製品情報を正確で分かりやすく提供いたします。
4．ISO22000に基づいた食品安全マネジメントシステムを構築し、常に安全な商品を提供できるよう、その維持と継続的な改善に努めてまいります。
5．食品安全方針をすべての従業員に周知させるとともに、食品安全目標を設定し、随時見直しを行います。

＜環境方針＞

1．常に美味しさを追求し、お客様に安全・安心な製品をお届けするとともに、原材料の調達から生産、物流、容器包装が廃棄されるまでのライフサイクルの過程においても環境負荷低減に取り組みます。
2．米生産者との連携を強化し、健全な圃場の確保を通じて生態系の保護に努めます。
3．企業の社会的責任を果たすべく、環境汚染や地球温暖化の防止に取り組みます。
限りある資源を有効活用し、持続可能な社会となるよう法令を順守します。
4．事業活動を行う上での環境影響について、次の項目を重点テーマとして取り組みます。
（1）電気、燃料の省エネ活動に努め、CO2削減に取り組みます。
（2）加工技術向上に努め、廃棄物・ゴミの低減に取り組みます。
5．業務改善や効率化に取り組みながら、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図り、企業活動を向上させていきます。
6．この環境方針を、社員教育・ポスターを通じて全従業員及び関係者に周知し、環境保全への意識向上に努めます。
7．環境方針は一般に公開します。